

医政発 0401 第 7 号

平成 27 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について」の一部改正について

外国の病院における臨床研修の一部を認定するための申請手続等については、「外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について」（平成 23 年 8 月 9 日付け医政発 0809 第 4 号）により実施されているところであるが、今般、別添のとおりその一部を改正し、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。貴職におかれては、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。